

近代ドイツのカトリック 社会運動の歴史的前提 (1803-1848年)

桜井健吾

Kengo Sakurai

南山大学経済学部 / 教授

I はじめに

産業化(産業革命)は人類史上、未曾有の出来事であり、産業化によって人類の生活状況は根本的に変わった。工場制工業が成立し、生産高と労働生産性は飛躍的に上昇し、長期的には人びとの福祉は向上した。しかし、このようなことは今日から見て初めて言えることである。19世紀のドイツはこれまで経験したことがない類の問題に直面した。身分制は崩壊し、古い職人層は没落の運命にさらされた。1860年代に新しく勃興してきた労働者は低廉な賃金や過酷な労働条件に苦しんだ。下層の人びとは産業社会への同化と統合の困難に遭遇した。社会秩序そのものも混乱した。当時このような状況は「社会問題」という言葉で捉えられた。

この社会問題に対処しようとした運動、それが社会運動である。

近代ドイツ経済史の概説書を見ると、社会問題に対処し、その解決に大きな役割を果たした集団のなかに、カトリック社会運動が登場する¹⁾。カトリック社会運動に関し、筆者は今まで若干の研究を発表してきた²⁾。本稿の目的は、カトリック社会運動がドイツでどのように始まったか、その歴史的前提を明らかにすることにある³⁾。

II 世俗化とカトリック 社会運動の萌芽

1: 19世紀の運動の新しさ

19世紀ドイツのカトリックが置かれた状況は一口に言ってしまうと「時代の敗者」であった。中世ヨーロッパにおいてカトリック教会は特権的な立場にあった。しかし、1803年の世俗化(教会国家

1) 例えば、キーゼヴェター、訳書、2006年、72-73頁。筆者の人口史研究(桜井、2001年、63-64頁)も見よ。社会問題に対する様々の集団の社会思想については、Grebing, Hrsg., 2005を見よ。

2) 桜井、1992-2010年；ケテラー、訳書、2004年、2006年。

や聖界領の解体)によって、ドイツのカトリックは政治、社会、経済、文化の面で指導的な地位から劣等な二級市民に転落した。そのような状況は第一次世界大戦、さらに第二次世界大戦が終わるまで続いた⁴⁾。

世俗化を正当化した思想は自由主義であった。従って、自由主義は19世紀の最初からカトリックの仇敵となった。

世俗化の結果生じた窮地から脱するため、19世紀前半以来、修道会の再建、カトリック学校の再生、カリタス(慈善活動)の普及など、様々なことが試みられてきた。

それに加え、カトリック復興に大きく貢献したのが、信徒(Laien=世俗の信者)の社会運動であった。この運動には次の点で新しさがあった。

(1) 信徒の自発的活動

カトリック教会に所属する信者は聖職者と信徒に分けられる。聖職者は狭義の制度教会を構成する。この教会は19世紀初めに窮地に陥った。それを救うため信徒が社会運動を興し、団体を結成し、宗教活動に加わった。

中世ヨーロッパはキリスト教世界であった。このような時代において、特殊カトリック的な団体を結成する必要はなかった。というのは、政治から文化にいたる一切のことが、キリスト教を土台としていたからである。

カトリック系社会運動は近代の世俗化の産物である。換言すれば、世俗化された、自明にキリスト教的でなくなった時代において初めて、カトリック運動が生まれた。この逆説をしっかりと捉えておくことが必要である⁵⁾。

伝統社会の崩壊と産業化の進展、それに伴って生じた社会問題に対処するため、19世紀のカト

リック信徒は宗教の名で社会運動を实践し、教会への連帯責任を引き受けようとした。この新しさに注目すべきである。

(2) 協会(Verein)形態の運動

カトリック系社会運動は「協会」という形の結社に組織された。公的権力を担う国家から分離された私法分野の社会において人びとは自発的に結集する、そのような自由な団体が協会である。この点で協会は中世の強制団体ツunftやギルドとは異なる。しかも、カトリック系協会は宗教上の目的も追求するが、国家の協会法(Vereinsgesetz)に依拠しているため、狭義の教会組織には含まれない⁶⁾。このような形で宗教と世俗が結びつき、時代の要請に応えようとする、この種の運動も以前にはなかった。カトリックには、時代の変化を見抜き、新しい形の団体を結成し、柔軟に対応していく力が備わっていたことにも注目すべきである。

19世紀の保守主義、国家(国民)主義、自由主義、社会主義、キリスト教、どの運動もこの協会という形の結社を活用し、運動を展開した。政治結社は、ドイツ連邦の1832年7月5日の措置法(Maßregelngesetz)によって非合法とされた。非政治的な結社は、ドイツ連邦を構成する国家(領邦)の承認を必要とした。このような事情から、慈善会から読書会にいたるまで、あらゆる組織は協会として結成された(1848年の革命によって結社の自由は実現する⁷⁾。

19世紀中葉以降に活動する様々なカトリック社会運動の団体、例えば「カトリック職人組合」(Katholischer Gesellenverein)、「カトリック労働者同盟」(Katholischer Arbeiterverein)、「ドイツ・カトリック国民協会」(Volkverein für das katholische Deutschland)も協会として設立され

3) 基本文献として、Bachem, Bd. 1, 1928/1967; Huber, Bd. 1, 1975, Bd. 2, 1988; Rauscher, Hrsg., Bd. 1, 1981, Bd. 2, 1982; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987.

4) 桜井、1994年、153-157頁。

5) Hürten, 1982, 215-216.

6) 例えばカトリック職人組合について、桜井、2010年a、219頁を見よ。

7) Huber, Bd. 2, 162-163; Hürten, 1982, 216.

た。労働組合は1933年までGewerkvereinとも言われ、やはり協会の法的形態を取っていたが、その後Gewerkschaftに統一された。慈善と福祉の団体「カリタス会」も協会として組織されたが、19世紀末に成立した中央組織にはフェアバント(Verband)の言葉が用いられた。それぞれの組織には、性格に応じて、協会、組合、同盟など個別の訳語が工夫されるべきだと筆者は判断し、私流の訳語を用いた。ちなみに1863年にラサールが結成したドイツ最初の社会主義政党「全ドイツ労働者協会」(Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein)も協会である。

(3) 職業を軸にした結社

中世にも、信心会、兄弟会、第三修道会、敬虔会など信徒の宗教運動は存在した。しかし、それらは制度教会に結びついた、教会内の組織であった。それに対し、近代カトリック社会団体の多くでは聖職者が指導的な役割を果たしたとはいえ、それらの団体は教会によって結成され運営されたのではない。しかも、これらの運動は特に職業を軸に組織化された。宗教の名を付けた職業上の団体を結成する、これも19世紀の新しさである。とはいえ、カトリック系協会運動は、教会が社会的に果たすべき任務を遂行しているという意味で、一般社会からは教会の活動だと見なされた⁸⁾。

過去に模範のなかった、以上のような特徴を持つカトリック系社会団体が数十年のうちに大衆組織となり、産業化の新しい状況から生じた未知の問題と取り組み、社会に対し存在と行動力を示す、そうして教会の新しい社会的基盤を築いていくことになる。

2: 理論上の前提—フランスのラムネ—

ドイツのカトリック社会運動に見られた新しい

行動様式、それを根拠づける理論は、フランスのカトリック司祭ラムネ(Hugo Félicité Robert de Lamennais, 1782-1854年)によって提起された⁹⁾。

ラムネは最初、王政復古派であった。しかし、絶対王政は権力の保持と拡大しか考えていない、国家支配の道具として教会を利用しているにすぎない、そのような国家の教会支配は教会を墮落させる、とラムネは認識を改めた。宗教的感性を麻痺させてしまったような王政は没落するだろうとも予言する。

教会はこのような国家と決別し、新しい友を見出さなければならない。その友とは、ラムネによれば民衆であり、自由を求める諸国民である。

民主化への傾向は押しとどめることができない、そのような時代にあつて、教会の課題とは何か、それを指し示した先覚者がラムネであった。

ラムネは1829年以降、カトリックと自由主義の協力を訴え、宗教・良心・教育・報道・結社の自由を政治綱領とし、それを神学的に根拠づけた。とはいえ、ラムネは、真理とは何かをなおざりにし、信仰を蔑むような哲学上の自由主義を肯定したのではない。そのような哲学上の自由主義は、政治・経済上の自由主義と同一視されてはならない¹⁰⁾。

ラムネは実践活動も奨励した。国家教会制のもと、教会は国家に保護されていた。しかし、保護とは行動の自由の制限も意味した。このような国家の監視や保護から教会は解放されなければならない。教会に固有な活動分野、それのみを頼りとして教会は存在し、行動しなければならない。

このような発想の転換がどれほど困難であったか、同時にどれほど画期的であったか、キリスト教の歴史を見れば想像できるであろう。

1830年に勃発した七月革命はラムネの確信を強めた。同年にラムネは雑誌『未来』(L'Avenir)を

8) Hürten, 1982, 216.

9) ソーヴィニー、1982年、252-271頁；Hürten, 1982, 216-217；Hürten, 1986, 42-45.

10) 自由主義を文化(哲学)、政治、社会、経済に分類して検証する必要があることについては、ケテラー、訳書、2004年、訳者付論2「ケテラーの自由主義批判とツンフト擁護について」(175-191頁)；桜井、2009年b、第4節「中間考察：自由主義、ロマン主義、カトリック」(14-18頁)を見よ。

発刊し、教会と自由主義の共同戦線を提案した。この急進主義は教皇グレゴリウス16世の1832年8月15日の回勅『ミラリ・ヴォス』で弾劾された。失意のラムネは数年後に還俗し、教会から離れた。とはいえ、自由で民主的な社会と教会の結合というラムネの思想は、後のカトリック政治・社会運動の神学的な正当化の論拠となった。

ラムネの思想は、その弟子モンタランベール(Charles Forbes Montalembert, 1810-1870年)に受け継がれ、フランスのカトリック社会運動を生み出した。ラムネの同志ソルボンヌ大学教授オザナム(Antoine Frédéric Ozanam, 1813-1853年)は1833年にヴィンセンシオ会(聖ラザロ会)を創立し、カリタス再建の道を開いた。これらフランスの運動もドイツに大きな影響を与えた。

3: 実践上の先例—アイルランドとベルギー—

王政復古から民主主義へのラムネの思想転換には、アイルランドとベルギーで起こった現実の運動も作用していた。この二国の運動はドイツでも模範とされた。

アイルランドでは「カトリック協会」(Catholic Association)が運動の担い手となった。19世紀を代表する雄弁家、ダブリンの弁護士オCONNELL(Daniel O'Connell, 1775-1847年)の指導下、カトリック協会はヨーロッパ最初の大衆組織として前代未聞の戦闘力を発揮した¹¹⁾。

アイルランドはイギリスに支配され、残酷な迫害を受けてきた。アイルランド人口のほとんどはカトリックである。しかし、それにもかかわらず、イギリス系プロテスタント地主がアイルランド政治の実権を握り、土地の大部分も占有していた。カトリック信仰は刑罰の対象とされ、土地の相続と購

入、長期借地、政府・法曹界・軍隊の要職、参政権からカトリック教徒は閉め出されていた。アメリカ独立戦争やフランス革命の影響下、これらの差別も徐々に緩和されていった。しかし、国王の頑固な反対もあり、ゴードン暴動のようなプロテスタントの反抗もあり、決定的なカトリック解放は実現していなかった。

1793年にはカトリック教徒にも選挙権が与えられた。しかし、それは、アイルランド議会がカトリック多数派に占められる可能性も意味した。そのような事態を避けるため、イギリス政府は1801年にアイルランドを併合し、アイルランドから選出された議員をイギリス議会内の少数派に押し込めようとした。

アイルランドの支配者であるプロテスタント地主の政治権力を弱体化し、カトリック教徒を解放する、それを目的としたカトリック協会はすでに結成されていた。しかし、高い会費(月額20シリング)のため、そこには有産市民しか加盟していなかった。1823年にオCONNELLはこの組織を再編し、大衆にも開放した。会費は月額1ペニーとされ、貧しい農村でも宣伝活動が行われた。それまで消極的であった聖職者も支援に加わった。この組織には大量の加盟者が殺到し、多額の資金が集められた。

カトリック協会は選挙でも力を発揮した。1826年にはカトリック解放に反対する何人かの著名な候補者を落選させた。1828年1月にはカトリック解放に消極的なトーリー党に内乱の危険を思い知らせるため、1500の集会を開き、150万人が署名した脅迫状のような請願書を提出した。同年6月の補欠選挙では、被選挙権がないにもかかわらず、オCONNELLは出馬し大勝した。もちろん1673年の審査法のためオCONNELLは議員になれなかったが、

11) ソーヴィニー、1982年、131-142頁；
Hürten, 1986, 46-48.

カトリック教徒に被選挙権を与えると、何十人もの過激派が議会に送り込まれる、その恐れは現実味を帯びてきた。

しかし、合法的に行動し、大衆を動員する、そうして世論に訴え、政府を動かす、この種の行動に対し、イギリス政府はなす術を知らなかった。政府と国王は妥協し、カトリック解放法は1829年4月に成立した。確かに、制限や差別はまだ残っていた。としても、被選挙権を含む政治的権利は与えられた。市民の平等の保障によって教会の自由のための運動を興すことも可能となった。1830年にオコンネルも議員に選ばれ、その後はアイルランドの独立運動を繰り広げていく。結果として、アイルランドのカトリック運動はイギリス政治の民主化にも貢献した。

アイルランドのカトリック運動の価値は、一口に言ってしまうと、幅広い国民層に支持された大衆運動がどれほどの力を発揮するか、それを見つけたという点にあった。確かに、教会の聖職者の支援もあった。しかし、教会組織そのものは関与していない。この点でラムネがいう国民と教会の同盟ではなかった。しかし、世俗の信徒がカトリックの名のもとに大衆運動を展開するという19世紀カトリック社会運動の出発点となった。アイルランドは名誉ある先覚者の地位を占める。

ベルギーは1815年のウィーン会議によってオランダに併合されていた。1828年、カトリック勢力と自由主義者はベルギーの独立を勝ち取るため、共同歩調を取った。自由とは何かに関する哲学では、両者の立場には大きな隔たりがあった。しかし、政治上の自由では一致できた。カトリック聖職者もそれを支持した。この教会の支援で国民大衆が動員され、ベルギーは1830年に独立した¹²⁾。

1831年2月7日に制定された憲法では、自由主義者とカトリック教徒の要望すべてが取り入れられた。宗教の自由は認められた。国家と教会は分離され、教会に対する国家の不法な介入も禁止された。教育の自由も保障された。

カトリックと自由主義が協力したという点で、ベルギーの出来事はヨーロッパで希有の例を示す。両者の同盟という意味のラムネの思想はベルギーで実現した。

ベルギーの自由主義は「カトリックも含む、すべての人に全面的な自由」を認めた。しかし、他のヨーロッパ諸国の自由主義がカトリック運動に自由を与えるかどうか、それはまだ明らかでなかった。特にドイツでこの問題は表面化する。1837年のケルン紛争、1871年以降の文化闘争、カトリック社会運動も標的とされた社会主義者鎮圧法（1878-1890年）など、ドイツでは国家と自由主義の連携による自由の弾圧が起こる¹³⁾。

III | 1848年以前の状況

1: 新しい宗教意識とウルトラモンタン主義

アイルランドとベルギーでは外国支配に対する反抗から大衆運動が興った。ドイツにはそのような前提はなかった。1848年の革命で初めて、ドイツでもカトリック大衆運動が組織化される。とはいえ、それ以前でも新しい宗教意識の芽生えがあった。それは神学者や文学者から生まれ、後の大衆運動の精神的土台となる。

新しい宗教意識とは何か。人びとは何を考えたのか。これらの人びとには、対決し、克服しなければならぬ思想、カトリック啓蒙思想があった。啓蒙思想の何が問題なのか。

12) ソーヴィニー、1982年、119-128頁；Hürten, 1986, 48-51.

13) 桜井、1992年；桜井、1994年、190-191頁。

14) ソーヴィニー、1982年、280-334頁；Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 44-62.

15) Bachem, Bd. 1, 1928/1967, 91-117；Huber, Bd. 1, 1975, 400-416；Hürten, 1986, 11-32；Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 21-43.

第一に、啓蒙思想のもと、教会の教えは論理的に構成された理論でしかない。キリスト教には、超越的な神の啓示がある。従って、新しい宗教運動は信仰と恵み(恩寵)も重視する。そこから、19世紀には民衆運動の代表例として巡礼が大きな広がりを見せる¹⁴⁾。

第二に、カトリック啓蒙思想は、教会を国家に従属させ、教会への国家干渉を正当化した。この「国家教会主義」はフランスではガリカニスム、ドイツではフェブロニウス主義やヨゼフ主義と呼ばれる。実際、18世紀の絶対王政期の教会は、ほぼ国家の管轄下に置かれた¹⁵⁾。

それに対し、新しい宗教運動は、教会が自己の使命を遂行するため、自由に活動できること、つまり国家からの教会の自由を主張する。そのため、ローマ教皇との結びつきを強めていく。フランスやドイツから見て、ローマはアルプス山脈の向こうにある。従って、この立場は「ウルトラモンタン主義」(Ultramontan=山の向こう)と呼ばれる¹⁶⁾。

この「教会の自由」が1848年以降のカトリック大衆運動の合言葉となる。

ドイツで新しい宗教意識を求める運動は、まず1820-30年代にラインラントのアーヘン地区の聖職者から起こった。この人びとはフランチェスコ修道会で教育され、明らかに啓蒙合理主義とは別のものを志向していた。ミュンスターには、公爵夫人アマーリエ・フォン・ガーリツィン(Amalie von Gallitzin)を囲んだ集い「神聖家族」(Familia sacra)があった。後にケルン大司教としてケルン紛争を戦うドロステもこの仲間に加わっていた¹⁷⁾。

この人びとには対決しなければならない強敵がいた。カント哲学に基づき啓蒙神学を開拓してい

たボン大学教授ヘルメス(Georg Hermes, 1775-1831年)である。優れた学者として、高潔な人物として多くの聖職者からも尊敬されていたヘルメスは、新しい大衆の結社運動にもウルトラモンタン主義にも反対した¹⁸⁾。

2: 言論活動による社会への働きかけ

上述したアーヘンやミュンスターの集いは、人びとの思想や心情の一致をめざしていたにすぎない。別の種類の運動、公共世界へ向けた社会的活動は、南ドイツと西部ドイツにあらわれた。

まず重要な人物として、ヴェルツブルク補佐司教ツィルケル(Gregor Zirkel)がいた。1814年、彼を中心とした仲間は協会を結成し、運動を展開すべきだとする建白書を司教に提出した。ツィルケルは雑誌も発行し、カトリック啓蒙思想に対抗しようとした¹⁹⁾。

当時の支配的な啓蒙思想に基づいた国家教会主義は、理論面ではヘルメス、実践面では南ドイツのコンスタンツ司教総代理ヴェセンベルク(Ignaz von Wessenberg, 1774-1860年)に代表された。それに対抗する運動は「同盟者」(Konföderierten)と呼ばれた。そこにはツィルケル以外に、ウィーンのレデンプトール会士ホーフバウアー(Clemens Hofbauer)と後述する著名な文筆家ヨゼフ・ゲレスなどが加わっていた。バイエルンとオーストリアの警察は、この集団を「教皇派クラブ」と呼び、監視した²⁰⁾。

これらの人びとは新聞・雑誌を発行し、社会に働きかけた。旅行が困難で、しかも高価な時代には、新聞・雑誌は同じ信条の人びとを結びつけ、世論に対し自分たちの考えを訴える最上の手段であった。政治結社は禁止され、社会団体の結成は

16) 桜井、1994年、181-183頁; Hürten, 1982, 225-227.

17) Hürten, 1986, 33-35; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 47-48.

18) ソーヴィニー、1982年、250-251頁; Huber, Bd. 2, 1988, 217-226; Hürten, 1986, 40-41.

19) Hürten, 1986, 51-52.

20) Hürten, 1986, 52; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 48-49.

国家の許可を必要としたが、新聞雑誌には検閲があったとしても、発行は認められていた²¹⁾。

この時代に新しいカトリック意識の覚醒とウルトラモンタン主義をはっきり打ち出したという点で、1821年にマインツで発行された雑誌『カトリック教徒』(Der Katholik)は重要な役割を果たした(1823-27年の期間は検閲のため発行地はストラスブールに移された)。その中心にあった人物はマインツ神学校長リーバーマン(Franz Liebermann, 1759-1844年)であった²²⁾。

19世紀前半を代表する思想家の一人ヨゼフ・ゲレス(Joseph Görres, 1776-1848年)は一時的にこの雑誌の編集にもかかわった。若い頃のゲレスはフランス革命に熱狂し、生誕地コブレンツがフランスに併合されることさえ歓迎していた。しかし、フランスの現実を自分の目で確かめたゲレスは革命に失望し、徐々にキリスト教信仰とドイツの伝統に返っていった。ナポレオンがライン左岸から撤退すると、1814年、ゲレスはコブレンツで新聞『ライン・メルクア』(Rheinischer Merkur)を発行し、ドイツの統一と自由を訴えた。しかし、1815年のウィーン会議でラインラントを自国領としたプロイセンは、この種の言論を容赦無く弾圧した。1819年にゲレスが小冊子『ドイツと革命』を出版すると、プロイセン政府はゲレスを裁判なしで禁固しようとしたため、ゲレスはストラスブールに亡命した²³⁾。

『ドイツと革命』は国家と教会のあるべき関係を定式化し、そこから「教会の自由」の命題を導き出していた。国家と教会を対置させる、この種の発想そのものが対内的・対外的な国家主権の絶対性にそぐわない。だからこそ、当時の絶対主義的な国家も、啓蒙カトリックの国家教会主義者も、そのような定式化そのものを認めなかった。

ゲレス的発想の先駆者は、フランスの伝統主義者ド・メーストル(Joseph de Maistre, 1753-1821年)であった。メーストルはフランスの教会を再建するため、ローマ教皇の権威を持ち出し、ウルトラモンタン主義への道を開いた。メーストル自身は民主主義を拒絶した。しかし、それにもかかわらず、国家内で教会の自由を確立しようとするウルトラモンタン主義には、国家権力の絶対化を拒否する力が潜在的に存在する。キリスト教民主主義と結びついたウルトラモンタン主義は、上述したラムネに始まる²⁴⁾。

カトリックに復帰したゲレスは、1827年にミュンヘン大学に招聘され、その地で雑誌『エオス』(Eos)を発行した。ゲレスを囲む集いには、ミュンヘン大学の有名教授デリンガー(Ignaz von Döllinger)、ロマン主義のカトリック哲学者バーダー(Franz von Baader)などがいた。1837年のケルン紛争でプロイセン官僚を辞任し、放浪していた青年ケテラーもこの仲間に加わり、聖職への道を決意した。1850年にマインツ司教となったケテラーは、後にカトリック社会運動の最大の推進者となる²⁵⁾。

これらの新聞雑誌は当時では高価であった。そのため、共同で購入し、掲載された記事を回し読みし、談論風発する、この種の読書会も各地で結成された。このような小さな集いの場合は、後に政党結成の拠点にもなる。

3:ケルン紛争(1837年)—国家との対立—

1837年11月20日に、プロイセン国家がケルン大司教ドルステ・ツー・フィシェリング(Clemens August Droste zu Vischering, 1773-1845年)を裁判なしに逮捕し、ミンデン要塞に監禁するという前代未聞の事件が起こった²⁶⁾。

21) Huber, Bd. 1, 1975, 742-745; Hürten, 1982, 228.

22) Hürten, 1986, 54; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 74-82.

23) Hürten, 1986, 38-39; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 94-96.

24) Hürten, 1986, 41-43; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 47-49, 76-77.

25) ケテラー、訳書、2004の「ケテラー小伝」(199-226頁)。

その争点の第一は、プロイセン国家が、ヘルメス神学派のボン大学をカトリック聖職者の教育機関にするように要求したことにあった。キリスト教諸宗派を統一し、教会を国家の支配下に置こうとしていたプロイセン国王にとって、協会運動とウルトラモンタン主義に反対し、啓蒙思想と国家教会主義に立脚するヘルメス神学は好都合であった（この政治的意図から、プロイセン国家は1817年にプロテスタントのルター派とカルヴァン派を合併させ、福音教会を成立させていた）。

それに対し、上述したように、ヘルメス神学に対抗し、ミュンスターの新しい宗教覚醒運動に加わっていたドロステ大司教は、聖職者の教育権は国家に属しないと主張し、ケルンの神学校で教育させようとした。

争点の第二は混宗婚（異宗派間の婚姻）にあった。前任のケルン大司教シュピーゲル（Ferdinand Spiegel, 1764-1835年）はプロイセン国家に自由を拘束され脅迫され、1834年に混宗婚を認める協定に署名していた。他の司教たちも同意していた。しかし、この協定は公表されなかった。

ローマ教皇が協定の存在を知るにいたった時点で、プロイセン国家とのあいだに争いが生じた。後継者の大司教ドロステは、教皇の教書に従い、夫婦が子供にカトリックの洗礼を受けると保証しない限り、カトリック教会での混宗婚は認められないと主張した。

プロイセン政府は、国家法に優先する教会の婚姻制度を認めようとしなかった。ドロステ大司教も屈服しなかった。大司教は警察に逮捕され監禁された。

この事件に人びとはあまり注目していなかった。この状態を大きく変えたのがヨゼフ・ゲレスであっ

た。ゲレスは1838年1月に『アタナジウス』と題した小冊子を出版し、カトリック教会を擁護し、プロイセン国家を弾劾する論陣を張った。ゲレスへの賛否両論が渦巻いた。火花を散らす小冊子戦争が始まった。同じ年にハノーファー国家がゲッティンゲン大学七教授を罷免するという事件が起こっていたが、ゴロー・マンによれば、ケルン紛争はそれ以上に人びとを憤慨させ、世論を沸騰させた²⁷⁾。

ドイツ連邦の1815年のウィーン議定書によって、宗教の異なる場合でも公民の法的平等は保障された。これを見る限り、混宗婚は個人の問題のように思われる。しかし、ゲレスは、宗教と良心の自由は国家からの自由だけでなく、教会がその信者に義務を負わす教会の権利も意味すると論じた²⁸⁾。

最終的には、この紛争は、新しいプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世のもと1841年9月の協定で解決された。一方で、プロイセン国家は教会の権利を承認した。混宗婚には教会法の規定が適用された。大学教育でもヘルメス神学は禁止された。司教たちとローマ教皇の連絡は自由となった。しかもプロイセン宗教省には、今後の紛争を防ぐためカトリック局が設置された。他方で、ローマ教皇は、ドロステ大司教に対し司教区の管轄を補佐司教に譲るように命じた。プロイセン国王は、この大司教の事実上の解任に満足した²⁹⁾。

その後のドイツのカトリック教会は、国家と教会の関係に関し、カトリック国王を戴く国家（例えばバイエルンやオーストリア）よりも、プロテスタント国家プロイセンの在り方を模範とする³⁰⁾。

ケルン紛争はドイツのカトリックに大きな作用を及ぼした。第一に、近代国家の形成と共にカトリック教会がいかに苦しい立場に追い遣られているか、はっきり知らされた。しかし、その苦境を脱するた

26) ソーヴィニー、170-175頁；Bachem, Bd. 1, 1928/1967, 131-142; Huber, Bd. 2, 1988, 226-265; Hürten, 1982, 223-224; Hürten, 1986, 62-72; Kraus, 2007; Schnabel, Bd. 4, 1937/1987, 106-164.

27) ゴロー・マン、訳書、第1巻、1973年、87頁。

28) Hürten, 1986, 68. 国家と教会を完全に分離させるラムネは、この点でゲレスとは異なる。

29) ソーヴィニー、174頁。

30) Hürten, 1986, 68, 75.

めに必要な政治的・社会的後ろ盾は何もなかった。とはいえ、この紛争を契機にカトリック運動が組織化され始めたわけでもない。第二に、ウィーン会議後の王政復古が自由を弾圧してきたとしても、新聞雑誌による言論活動は世論を大きく沸かせ、状況を変えることができる、そのことも認識された。第三に、ケルン紛争はドイツ保守派を分裂させた。今後、プロテスタント保守派との協力は難しくなっていく³¹⁾。

4: もう一つの敵、自由主義との対決

1830年にミュンヘンでカトリック系の「良書普及会」(Verein zur Verbreitung guter Bücher)が結成された。この団体は国家に認可され、国王も好意を抱いた。しかし、自由主義者は、この協会の背後には秘密の修道会が控えている、取り締まるべきだ、と議会で流言を飛ばし、政府に厳しい対処を訴えた³²⁾。

確かに、自由主義者は自由を高らかに掲げた。しかし、その自由がすべての人の自由を意味するか、はっきりしなかった。ケルン紛争の際、自由主義は教会の自由を認めなかった。ゴーロ・マンの言葉を借用すれば、自由主義者は「国外の独立した勢力〔カトリック教会〕を受け入れるだけの度量を示さなかった³³⁾。

このような自由論の背後には、ルソー流の一般意思論やヘーゲル流の国家論があった。ルソーでは、社会の自由な成員は一般意思の指導下に服従する。ヘーゲルでは、対内的・対外的な国家主権は絶対化される。そうすると、自由は国家への服従を意味し、自由主義は国家主義となる。

ドイツに国家統一と議会民主政を実現させることができなかった、という意味で1848年の革命が

挫折すると、その後の自由主義は自由よりも国家統一を優先させ、一種の国家主義に変貌していく。こうしてカトリック社会運動は、国家だけでなく、自由主義とも戦わざるをえなくなる。カトリック運動が国家と自由主義を仇敵としたこと、19世紀後半に自由主義が国家主義に変貌していったこと、これらは近代ドイツ史の基調を成す。

後の時代になるが、ルソー的でもヘーゲル的でもない、ロックやヒュームの流れを汲むアングロ・サクソン流の多元的な民主主義がヨーロッパ大陸諸国でも知られるようになった。この流れの自由論は、国家とカトリック教会との共存だけでなく、カトリック運動と民主主義の結合も可能とした³⁴⁾。この理論のもと、ヴァイマル憲法が初めて国家と教会の関係を規定した。その条項は現代も生きている。

自由主義とカトリック運動との関係について、もう一つの側面にも言及しておこう。ケルン紛争において、カトリック教会はかつてのように特権を要求したのではなく、法と自由に基づき世論に呼びかけ、運動を興そうとした。教会の立場を守ろうとすれば、それ以外の方法はなかった。しかし、この遣り方は近代世界に特有な自由主義の原理である。自由主義者による自由弾圧と対決するため、カトリック運動は自由主義の原理を活用し、政治的自由を身につけていった。その始まりがケルン紛争であり、ここにケルン紛争の意味がある。19世紀ドイツにおけるカトリックと自由主義がいかに錯綜した関係にあったか、この点も正確に理解されなければならない³⁵⁾。

31) Hürten, 1982, 224; Hürten, 1986, 74.

32) Hürten, 1982, 229.

33) ゴーロ・マン、訳書、第1巻、1973年、87頁。

34) ハンス・マイアー、翻訳、1999年、137頁。

35) Hürten, 1986, 73.

IV 結びの言葉 —大衆運動の始まり—

真のカトリック大衆運動は1848年の革命と共に始まる。しかし、その前触れとなる若干の結社運動もあった。

1816/17年に全ヨーロッパ的な凶作と飢饉があった。ドイツも危機的な状況に陥った。この危機を切っ掛けに伝統的な慈善事業「カリタス」がラインラントのコブレンツとアーヘンで再興された。ここでは、ヨゼフ・ゲレスやロマン派詩人クレメンス・ブレンターノも活躍した。1830年代にフランスで創設されたカリタス会「ヴィンセンシオ会」は1845年にミュンヘンでも結成された。この種の慈善活動には国家も異論を唱えず、宗教目的の団体として認可した³⁶⁾。カリタスは現代まで脈々と受け継がれている。

革命以前のもう一つの重要な団体は、1846年にラインラントのエルバーフェルトで結成され、その指導司祭コルピングのもと急成長した「カトリック職人組合」である。この設立には1840年代に悪化していった社会問題が作用していた。コルピング職人組合は教会内に結成された純粋に宗教的な団体ではなく、規約に宗教目的を掲げることによって教会と繋がる、世俗法上の職業団体であった。この形の結社が、その後のカトリック社会運動の祖型となっていく³⁷⁾。

1848年の革命が勃発すると、ドイツ各地に続々と「ピウス協会」(Piusverein für die religiöse Freiheit)が設立されていった。同年の10月初めに各地のピウス協会はマインツで「教会の自由」を合言葉にした大会を開いた。フランクフルト国民議会にも多くの請願書を提出した。この大会は後

にカトリック教徒大会(Katholikentag)と呼ばれ、第二次世界大戦後では70万人が参加した大会もあった。1848年に始まったこの大会こそ、カトリック大衆運動の発端である。

この流れのなか、1860年代末に「キリスト教社会同盟」(Christlich-soziale Vereine)、1880年代に「カトリック労働者同盟」、1894年に「キリスト教労働組合」が結成される³⁸⁾。1890年に結成され、1910年に80万人の会員を擁した大衆組織「ドイツ・カトリック国民協会」は、社会問題に対しカトリック国民を啓蒙し、カトリック政治・社会運動の指導者を養成する機関として中心的な役割を果たすことになる³⁹⁾。

その他の職業分野でもカトリック系団体は続々と結成されていく。こうして19世紀末に「団体カトリシズム」と呼ばれる時代が到来する。1848年以降のこれらカトリック社会運動の始まりと展開を解明することは、筆者の次の課題である。その歴史的前提として1848年以前に何が胎動していたか、この問題は本稿で明らかにされたはずである。

参考文献

- ◎ Karl Bachem(1928-1932 / 1967-1968) / Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei. Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der katholischen Bewegung, sowie zur allgemeinen Geschichte des neueren und neuesten Deutschland 1815-1914, 9 Bde. / Köln. Bd. 1: Die Vorgeschichte der Zentrumsbewegung bis zum Jahre 1848. Beginn des Kampfes gegen das starre Staatskirchentum in ganz Deutschland, 1928 (Neudruck Aalen 1967).

36) Hürten, 1982, 217, 226, 228-229; Hürten, 1986, 58-59.

37) 桜井、2010年a。

38) 桜井、2010年b。

39) 尾崎、2010年。

- ◎ Helga Grebing, Hrsg.(2005) /
Geschichte der sozialen Ideen in Deutschland.
Sozialismus-Katholische Soziallehre-Protestantische
Sozialethik. Ein Handbuch, 2. Aufl. / Wiesbaden.
- ◎ Ernst Rudolf Huber(1975-1991) /
Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789,
8 Bde. / Stuttgart.
Bd. 1: Reform und Restauration 1789
bis 1830, 2. Aufl. / 1975.
Bd. 2: Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830
bis 1850, 3. Aufl. / 1988.
- ◎ Heinz Hürten(1982) / Katholische Verbände /
in: A. Rauscher, Hrsg. / Bd. 2, 215-277.
- ◎ — (1986) / Kurze Geschichte des
deutschen Katholizismus 1800-1960 / Mainz .
- ◎ Hubert Kieseewetter(2004) / Industrielle Revolution
in Deutschland / Stuttgart. /
キーゼヴェター(高橋秀行・桜井健吾訳)(2006年) /
『ドイツ産業革命-成長原動力としての地域-』/見洋書房。
- ◎ Hans-Christof Kraus(2007) / 1837 als Krisenjahr des
politischen Konfessionalismus in Deutschland /
in: Historisches Jahrbuch / Bd. 127, 465-485.
- ◎ Hans Maier(1989) / Die Französische Revolution
und die Katholiken / Köln. /
ハンス・マイアー(桜井健吾訳)(1999) /
『フランス革命とカトリック教徒』『社会と倫理』
第6号, 130-143頁。
- ◎ Golo Mann(1958 / 1992) / Deutsche Geschichte des 19.
und 20. Jahrhunderts / Frankfurt am Main 1958 /
Sonderausgabe 1992. /
ゲーロ・マン(上原和夫訳)(1973) / 『近代ドイツ史』 /
みすず書房, 第1巻。
- ◎ Anton Rauscher, Hrsg.(1981-1982) / Der soziale
und politische Katholizismus.
Entwicklungslinien in Deutschland
1803-1963 / München, Bd. 1: 1981, Bd. 2: 1982.
- ◎ Franz Schnabel(1937 / 1987) / Deutsche Geschichte
im 19. Jahrhundert, Bd. 4: Die religiösen Kräfte /
Freiburg 1937 / Reprint Freiburg 1987.
- ◎ ケテラー(桜井健吾訳・解説)(2004) /
『労働者問題とキリスト教』(原書1864年) / 見洋書房。
- ◎ — (2006) / 『自由主義、
社会主義、キリスト教』 / 見洋書房。
- ◎ 尾崎修治(2010) / 『世紀転換期におけるカトリシズムの
労働者統合-「ドイツ・カトリック国民協会」の
役割を中心に-』上智大学博士論文。
- ◎ 桜井健吾(1992) / 「ドイツ文化闘争について
(1871-1887年)」『南山経済研究』第6巻第3号、
183-223頁。
- ◎ — (1994) / 「ドイツ・カトリック政治運動と
中央党について(1803-1914年)」『南山経済研究』
第8巻第3号、183-223頁。
- ◎ — (1998) / 「補完性原理の萌芽-ケテラーと
テュージングの論争(1848年)-」水波朗・阿南成一・
稲垣良典編 / 『自然法と宗教 I』 / 創文社, 259-303頁。
- ◎ — (2001) / 『近代ドイツの人口と経済
(1800-1914年)』 / ミネルヴァ書房。
- ◎ — (2009) / 「近代ドイツのカトリック社会思想、
社会改革、社会政策(1800-1914年)」
『南山経済研究』(1) 第23巻第3号, 2009年、
157-183頁, (2) 第24巻第1号, 2009年、1-62頁。
- ◎ — (2010a) / 「デュッセルドルフのコルピング
職人組合(1849-1914年)」『南山経済研究』第24巻第3号、
193-231頁。
- ◎ — (2010b) / 「ルール地方のカトリック労働者同盟と
キリスト教労働組合(1860-1914年)」『南山経済研究』
第25巻第1号, 1-45頁。
- ◎ B. ド・ソーヴィニー(1982) / 『ロマン主義時代の
キリスト教』 / 講談社(L. J. ロジェ/R. オーベール/
M. D. ノウルズ原著監修、上智大学中世思想研究所編訳
『キリスト教史』第8巻)。

Historical Conditions for the Beginning of Catholic Social Movements in Germany, 1803-1848

Kengo Sakurai

The process of industrialization that started in mid-19th century Germany gave rise to serious issues known as “the social problem.” Social thoughts in the 19th and 20th centuries, and the various groups behind them, came into conflict over how this social problem ought to be comprehended and resolved, and moreover how socioeconomic order ought to be restored.

One such group was based on Catholic social thought and movement known as “social Catholicism.” Through efforts to resolve the social problem, the group contributed largely to the formation of *Sozialstaat*, the present welfare state of Germany.

The objective of this thesis is to shed light on the historical conditions that led to the start of Catholic Social Movements in Germany.

One French philosopher, F. de Lamennais, laid the theoretical groundwork for the Catholic Social Movements in Germany. The Catholic emancipation of Ireland in the 1820s and the independence of Belgium in 1830 set precedents for the movements.

Traditional German society was unstable with Enlightenment thought, with the French Revolution, and with the secularization of 1803. Catholic associations took advantage of this situation to rouse a new awareness of religion and develop a social movement. The forerunner of these associations, Joseph Görres,

instilled a sense of crisis in German Catholic followers particularly amid the turmoil in Cologne (*Kölner Wirren*) in 1837, and created a starting point for Catholic unity. Catholic Social Movements thereafter unfolded unique thoughts and practices while confronting both the absolutist state and liberalism. And with the Revolution of 1848, Catholic Social Movements came to be established as a mass movement.